開議

〇大道寺 信委員長 おはようございます。

これより、17日に引き続き予算特別委員会を 開きます。

本日の会議に欠席の通告委員はございません。 よって、ただいまの出席委員は定足数に達して おります。

平成20年度長井市各会計予算案に 関する総括質疑

○大道寺 信委員長 それでは総括質疑を続行い たします。

蒲生光男委員の総括質疑

- 〇大道寺 信委員長 順位4番、議席番号6番、 蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 私の質問通告してございますのは市税等の徴収方法ということでございますけれども、今、新聞紙上で天童市の旬な話題があるわけでございますが、議案を提案する権利を持つやっぱり当局、特に市長始め当局の皆様には慎重であるべきだなというふうに思いますし、同時に議案を審議する議会についても、市民目線に立って、市民の幸せにつながっていくのかどうか、そういう真剣な議論が求められているのではないのかなというふうに私は感じているところでございます。

今回の問題につきましては、収納率を92%に

すると。よって3,000万円の収入増を見込んでいると。もう1点は、延滞金、加算金等において前年度の実績並みの500万円を計上しているというこの2点について、主にお聞きをいたしてまいりたいというふうに思っております。

これもひとえに、私は、収納率向上が近年自 治体にとって極めて重要で緊急な課題であると いうことを繰り返し繰り返し申し上げてまいり ました。その結果、平成17年の3月でしたが、 収納率向上対策本部ができまして、昨年度のデ ータによりますと、90.95という県内の中では 唯一と言っていい収納率向上が図られたと。こ れは、一つの対策本部の取り組みの成果ではな いのかなというふうに思っております。

収納率向上分で3,000万円の歳入増を見込むというのは、今までなかったように私思うんですが、集中改革プランの中でこれを取り上げてきちっと数値化したということについては、「果たしてそれだけの実績を得られるのか」という疑問視をする声もありますけれども、私は当然であるし、理解もしますし、その取り組みをきちんとやってほしいという姿勢でおります。ぜひこれを達成していただきますようにお願いをしたいなと考えております。

+

今までの質問の中でもさまざまな意見があったわけですが、例えばあやめ公園の入園料の問題、これは言ってみれば到底無理ではないかと言われながらも、その数字を出してきた経緯もあります。あるいはまた募金の500万円についても、実際それは裏づけあるのかと言われれば、それは希望の数字であったろうと思います。あるいはまた公有財産売り払い収入でも、結局売れずじまいでおりましたけれども、上げざるを得なかった。収支均衡予算を図るためにそうせざるを得なかったという側面、もしかするとあるのかもしれませんが、この収納率向上の3,000万円についてはそういうような性格のものではない。市税収入を見込むと同じように、

やっぱりきちっと見込んでいくべき大事な数値 だと思っております。

通告してから日にちもたってるもんですから、この間、質問の順序をいろいろ考えてきたんですが、まず最初に、この収納率向上、92%にすることによって3,000万円の歳入増を図るんだということにしましたその根拠であるとか内容について、財政課長の説明をお願いしたいと思います。

- 〇大道寺 信委員長 松本 弘財政課長。
- ○松本 弘財政課長 お答えをいたします。

委員ご指摘のように、本市におきましては平成19年度を財政危機脱出元年と位置づけ、19年度から自立経営対策室を設置しながら、平成20年度以降の財源不足に対するための方策を検討してきたところでございます。この中での収納率の向上につきましては、三位一体の改革の税源移譲によって従来の国庫補助負担金が住民税として措置されたことなどもありまして、極めて重要な財源確保対策の一つとして位置づけられてきたところでございます。

このことを受けまして、集中改革プランにおきましても収納率の数値目標を掲げて向上に取り組むこととされ、この数値目標につきましては、平成18年度の収納率90.95%を20年度には92%台にするんだということで目標を設定しているところでございます。ただ、この数値目標につきましてはあくまでも当面の目標値でありまして、順次引き上げられなければならないと思っていますし、また、そうなるよう当面の目標を確実にクリアしていくことこそが求められているのではないかというふうにも思っているところです。

収納率向上で3,000万円を見込むとした根拠ということでございますが、本市の場合、収納率での1%向上は、税収にいたしますと3,000万円以上の増収につながるということになるわけでございますが、20年度の当初予算におきま

しては、集中改革プランに掲げられましたこの 3,000万円を効果額として計上させていただい たところでございます。

収納率を向上させるための具体的な取り組みにつきましては、税務課であるとか、あるいは収納率向上対策本部におきまして、これまでの取り組みなどを踏まえながら、さらに実効性を高めるための方策が検討されるものと思っておりますが、定められた方針に沿いまして、私としても積極的に協力していかなければならないというふうに感じているところでございます。以上です。

- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 収納率について、順次目標を高めていかなければいけないんだというようなご答弁がございましたけれども、これ最終的にどこら辺を目標になさるということなんでしょうか。
- 〇大道寺 信委員長 松本 弘財政課長。
- ○松本 弘財政課長 具体的にどこまで高めるかということでございますが、当面、今回は掲げられた目標として92%台ということでございますので、この達成状況を踏まえながら、やっぱり目標的には1%程度ずつ引き上げていくということがベターなのではないかと感じております。
- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 市長にお伺いいたしますが、集中改革プランで1%引き上げというふうになったわけですけれども、平成18年度、現年度分ですね、一般市税、村山市が98.92なんですよ。長井市は現年度分で97.97、滞納繰越分を入れますと、村山市は95.7、長井は90.95と、こういう数字になってございます。この村山市の95.7、滞繰分入れてですね、というのが当面のやっぱり目指すべき目標値で私はないのかなと、こう思うんですけども、そういった具体的な年次別の数値化のための計画あるいは議論と

いうものは、どこまで進んでいるのかお伺いしたいと思います。

- 〇大道寺 信委員長 内谷重治市長。
- O内谷重治市長 具体的な数字の計画につきましては、残念ながら計画としてはまだ作成しておりません。20年度幾ら、21年度幾らとか、そういった計画は作成しておりませんので、その辺については検討する課題だというふうに思っております。
- **〇大道寺 信委員長** 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 結局、策定できない要因 というものもあると思うんですよね。それは現 年度分じゃなくて滞納繰越分であると思います。 滞納繰越分の解析がどこまで進んでいるかというとこに尽きると思いますよ。もうここらはほとんど不可能だと、いや、ここは半分半分の可能性がある、これは7割方可能性がある、そういうのを解析しないと、多分年次別にここら辺まで考えたいといっても、それは数字だけがひとり歩きしてしまう目標値になってしまうんじゃないかなというふうに思うわけです。

ですので、滞納繰越分の関係でそういったこともお聞きいたしてまいりますけれども、やっぱりこの集中改革プランで92%にするっていうのは一つの大きい上位の方針でありますので、これを達成するために、今度は該当する各課で、これをどのように達成するための方策を展開するかということだと思います。92%を掲げましてそれぞれ方策を示し、そしてさらに実績を、そのうち出てきますよね、それはもちろん実績まで到達しなければ、なぜなのかと。方策が悪いのか、目標値が高過ぎたのか、そういったPDCAを回していただくことが私は必要なんじゃないかなと。やはり一般企業でいう方針会議の手法と、何ら変わりがないものではないかなというふうに思っているところでございます。

ぜひそういったことで今後取り組んでいただ きたいと思いますけれども、その点について市 長の見解を伺いたいと思います。

- 〇大道寺 信委員長 内谷重治市長。
- ○内谷重治市長 委員ご指摘のとおり、やはり滞納分の徴収の仕方についてのやはり議論を、もう少しきちっと分析しながらやっていかなきゃいけないというふうに思っております。PDC Aですね、そこまで含めて抜本的に、20年度に体制も含めて見直しをかけながら、具体的な数値目標等についても検討してまいりたいと思います。
- **〇大道寺 信委員長** 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 続きまして、税務課長に お伺いいたします。

延滞金、加算金予算500万円計上されておりますが、これの内訳、どういう根拠でこういった数値を出したかというのをお知らせください。

- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- 〇中井 晃税務課長 延滞金につきましては、納税いただいた時点で延滞金額が確定いたします。このため、ほかの税目の課税状況のように積算をして計上するというのがなかなか難しい状況でございますので、これまでの実績をもとに計上をさせていただいております。

ちなみに18年度の延滞金の決算でございますが、市民税につきまして、延滞金としていただきましたのが約120万円ございます。固定資産税分として延滞金をいただきましたのは約340万円、軽自動車税でいただきましたのが約14万円、法人市民税でいただきましたのは約150万円でございまして、620万円ほどになります。決算は638万円ほど決算出させていただいておりますが、およそこのような割合でいただいております。

また、18年度の延滞分、滞納分といたしまして徴収させていただきましたのが3,340万円ほどでございましたので、これに延滞金の率を掛けましたものが約480万円ほどになります。これらの状況を踏まえまして500万円の計上をさ

-291-

せていただいたものでございます。

- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 その18年度3,340万円ほどあったということですが、これの件数だとか、そういったもう少し細かいことわかりませんか。
- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- 〇中井 晃税務課長 月ごとに集計をしております件数はございますけれども、それはいただきました税目につきましての件数でございまして、延滞金につきましては、件数としては把握をしておりません。金額だけで把握をしております。
- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 私は、その把握をする必要性があるんじゃないかと。年次別計画を立てる意味においても、滞納繰越分の扱いをする上においても、もう少し詳細に把握する必要があるんじゃないかと私は思うんですよね。

それで、平成18年度は638万112円、平成17年度は1,610万1,169円、16年度は610万7,750円で、こういう滞納処分した金額というふうにお聞きをしています。そうしますと、これ3カ年平均でいいのだかどうだかわかりませんが、500万円というのはちょっと低過ぎないかと逆に思うんですが、その点いかがですか。

- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- 〇中井 晃税務課長 17年度の1,600万円の延滞金でございますが、これは市内の企業で清算をされた企業がございました。その清算をされました企業に対しまして、それまでの税金分並びに延滞金分を含めまして清算を弁護士の方に交付要求をいたしまして交渉いたしまして、これは納税をいただいたものでございます。そのため、その年度は大きく金額が上がっております。そのような状況で、各年度ごとに変動する要因もございますので、今のところは確実に実績を踏まえて、それの実績を上回るような予算計上をするというのはちょっと難しい状況であるというふうに考えております。

- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 いや、私わかりますよ。 15年度が簡単に言いますと320万円ぐらい、14 年度が510万円、13年度が690万円、12年度が 610万円、11年度が660万円、10年度は730万円、 こういうのが実績だというふうにお聞きしまし た。ですから500万円よりは多いんですよね。 ですけども延滞金を1,000万円見込むなんてい うことは、これはちょっとおかしい話なんで、 やはり現年度分をきっちりいただくと、延滞金 を発生させないようにして何とかいただいてい くという徴収方法を、やっぱりいろいろ考えて いくべきでないのかなというふうに思うんです よね。

この延滞金というのは、14.6%という数字で、今100万円の定期したって0.3%ぐらいじゃないですかね、確か。0.03が0.3ぐらいになったわけでしょ。そうすると100万円定期して3,000円ですか、利息。そのうち利子税が取られますから、2割。そこから見ますと14.6というのは物すごい高い金利だなと思うんですよ。この14.6%の金利を課すという根拠になっている地方税法はどういうふうになってますか。

- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- 〇中井 晃税務課長 地方税法の第326条で、納期を過ぎました税金につきましての延滞金の計算というのは、14.6%の割合を乗じて計算をした金額というふうにうたわれておりますので、それに基づいて延滞金を賦課させていただいております。また、市の市税条例の第3条の2の中でも、同じように延滞金につきまして条例化させていただいておりますので、それに基づきまして計算をさせていただいております。
- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 その地方税法はいつ施行 されましたか。そして、14.6という数字の根拠 はどういう理由なんでしょうか。私はわかんな いんです、そこんとこが。なぜ14.6なのか。15

でもいいんじゃないか、もしくは10でもいいん じゃないか。その数字が14.6なのはなぜかと、 そこはどうですか。

- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- 〇中井 晃税務課長 地方税法の14.6がどういう 根拠で設定されたのかというところまでは私も 確実なところまでは検証しておりませんが、銀 行の融資の際の返済金が滞った場合の違約金の 率も同じように施行されてるというふうに聞いております。そういった形で地方税法の延滞金も率が設定されたのではないかというふうに考えております。
- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- **〇6番 蒲生光男委員** いつそれ、いつからそのように定まってますか。
- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- **〇中井 晃税務課長** ちょっといつからというと ころまではこの場ではわかりませんが、最近改 正されたものではありませんので、相当以前か ら14.6%というのが定められております。
- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 だから、いつからが問題 だと思うんですよ。つまり、わかんなきゃわか んないでしょうがないですけども、今は経済が 相当低迷してましてゼロ金利政策がずっと続い てますよね。ですけども金利の高いときは7.3 とか8とかって、そういう時代もあったわけで すよ。賃上げが30%も上がった時代あったわけ でしょ。仮にそういうような時代に設定された ものだとすると、やっぱり現実にそぐわないと いうのは、何も私だけじゃなくて多くの人が思 うんじゃないですか。ですからいつから実施さ れたのかというのをお聞きしてるんですけども、 わかんないって、それは今ここで聞いたってし ょうがないからいいですけども、そういうのは あらかじめ私言ってあるんで、調べといてほし いと思うんですよ。

この延滞金を何人の方が納めたかわかりませ

ん、件数はわかんないということですから。何 人かはわかるんですかね、わかりますか。何人 かわかるんでしたら、そういった方々はどうい うふうな気持ちなのかなと。随分高いもんだと 普通思うんじゃないかと思うんですけど、どう ですか。

- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- ○中井 晃税務課長 納期を過ぎまして納税をいただきました方には延滞金がかかります。また、督促状も発送しておりますので督促料金も発生しておりまして、説明はさせていただいております。その際に、納期を過ぎましたのでしょうがないというふうな言葉をいただいておりますが、ただ、率につきましては、やはり随分高いもんだなというふうな声は何件かいただいております。ただ、税法上に定められた率でありますので、それでお支払いくださいということで了承をいただいております。
- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 高いというか、法外というか、私はそういう感覚を持つんですが。

例えば、通告書に書いてますけども、これ一般市税等の税外の使用料、負担金だとかそういったものについて、市営住宅の家賃も含めてなんですが、そういったものについては、この延滞金の扱い、延滞処分の扱いはどうなってますか。

- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- 〇中井 晃税務課長 税務課の方で取り扱わさせていただいております税外使用料等につきましても、延滞金を課税をさせていただいております。ただ、霊園管理料につきましてはもともとの賦課金額が2,000円以下でございますので、税法上2,000円以下につきましては延滞金を計算しないとなっておりますので、霊園管理料につきましては発生はしておりません。
- **〇大道寺** 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 地方税法によって延滞処

分を課すのだと、いつから始まったか知らないと、それに上位法に準じて長井市の条例も策定してるということはわかりましたけれどもね、少なくとも延滞処分されたということについては、この今の現行条例上、あるいはまた上位法の地方税法上やむを得ないかもしれませんが、やはりそうなってしまってるということを知らないでいる納税者が多数いるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

収納率向上させるためには、やっぱり納税者 との信頼関係というのが欠かせないものではな いかというふうに思うんですけどね。そういう 事務作業が通り一遍の事務的なものになってな いかという気がしてならないんですけど、そう いうのはありますか、税務課長。言われればそ うだなと思いますか、それとも思いませんか。

- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- 〇中井 晃税務課長 税金を納期どおり納めるの が困難であるということで分納の相談をいただ く方がございます。その分納の際には、当然分 納によりまして納期が延びますので、そういっ た延滞金も発生しますというふうな説明をさせ ていただきまして、計画を立てさせていただい ております。その際には、しっかりと延滞金に つきましても説明をさせていただいております。 また、通常の納税者の方でたまたま納期内に納 税をお忘れになられたという方につきましては、 督促状を発送させていただいております。その 督促状の裏側には、督促料金が発生したことと、 この後延滞金につきましても納期がおくれます と発生しますというふうなことは説明をさせて いただいております。ただ、もう少しわかりや すくするような努力は必要なのかなということ で考えております。
- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 私も通知書の裏をコピー してきましたんですけども、細かい字でこう書 いてます。「納期限までに税金を完納しないと

きは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数のあるとき、またはその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に、年14.6%(納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については年7.3%、(ただし、前年11月30日を経過するときにおける公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7%の割合に満たない場合は、当該公定歩合の年4%の割合を加算した割合))割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合に

年4%の割合を加算した割合))割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間について365日当たりの割合です」と、こういうふうに書いてあるんですよ。これ見てわかりますか。とてもわかるものではない、わかる代物ではない。事実をそのまま書いてると思うんですが、わかるものではない。

それから、未納額調査票というのを私もいただきましたんで、せっかくですから。ここに延滞金というのがある。「納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納期限の翌日から1カ月を経過する日までは、前年11月末現在の公定歩合に4%を加算した割合、その後は14.6%(日歩4銭)を税額に乗じて計算した額」、こういうふうに書いてあるんですね。すると、ここに書いてある説明とこの通知書に書いてある説明で、この7.3とかというのが出てこないんですけども、これはどういう理由ですか。

- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- 〇中井 晃税務課長 7.3%といいますのは、納期限を過ぎた後の1カ月につきまして特例として定められてる率でございます。さらに7.3%というのはその税の本則の中に示されておりますが、附則の中で、先ほど言いました公定歩合、現在は商業手形の基準割引率というふうな表現になっておりますが、それに4%を加算したのを当面の率にするとの附則の中で示されておりますので、実際にその条例の中で示されてる

7.3%と、実際に賦課させていただいておりま す4.数%とのちょっとずれが出てきております。

- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- **〇6番 蒲生光男委員** 説明として、これ正しいんですかっていうことだ。どうですか。
- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- 〇中井 晃税務課長 説明としては、確かに蒲生 光男委員おっしゃるように、通常の市民の方が 見られましてすぐ理解できるかというのは相当 大変でないかというふうには思います。ただ、 表現方法といたしましては、税法等に示されて る中身でございますので、表現自体は税法に従って正しく表現させていただいたものでございます。
- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- O6番 蒲生光男委員 じゃ、この未納額調査票 の下の延滞金という欄に7.3という表記が出て こなくても、これは正しい表記なんだと、こう いうことですか。
- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- 〇中井 晃税務課長 そうなります。
- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 しかしながら、こういう 表現の方法では一般市民がわからないだろうな ということは十分わかりますよね、どうですか。
- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- 〇中井 晃税務課長 税務課内でも検討いたしまして、確かにこれでは普通の市民の方が判断するのは非常に難しいということで、現在、来年度からの督促状、今所有しております保存分は同じような様式になりますが、新たに印刷するものにつきましてはもう少しわかりやすい表現というので、今検討をしております。

そこの中で、一つの考え方としまして出ておりますのは、具体的に税額幾らの場合でどのくらい遅くなりますと延滞金が幾ら発生しますというような具体例を示した方がよりわかりやすいのではないかというので、ちょっと今検討を

していただいております。

- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 ぜひそういうふうに、一般の人が見てもわかるように改めていただきたいと思うんですよね。多分うっかりして忘れてる方もいます。ですけど、延滞金なんてすぐにかけられないもんだと思ってる人がいれば、国保税なら8期に分けますよね。1期、2期払って3、4を忘れて5期払ったと。これだっていいわけですよ。そうすると、3、4期忘れるといつの間にか延滞金が発生します。そういったことを防ぐためにも、できるだけわかりやすい表記に改めるべきではないかと思いますので、その点はぜひ改善をしていただきたいというふうに思いますね。

ままたまきのう、私のところに過誤納の通知書来ましたんで、このことについてお聞きしますが、何かどうやら督促手数料の70円を2回取ったというので、70円を返したいからとりに来いと、こういう内容なんですね。過誤納ってのはなぜ発生するのか。これはどういうことですか、過誤納。いや、なぜ70円の督促手数料が2回発生してしまったのかということですよ、どうでしょうか。ちょっとわからないのでお聞きしますけど。

○大道寺 信委員長 暫時休憩といたします。

午前10時31分 休憩 午前10時33分 再開

- ○大道寺 信委員長 会議を再開いたします。
 中井 晃税務課長。
- 〇中井 晃税務課長 このたびの蒲生光男委員に 対します延滞金の課税でありますが、蒲生光男 委員からの申し出がございまして、国民健康保 険税、それぞれの課税者ごとに分割させていた

-295-

だきました。たまたま納税忘れがありまして今回督促状を出させていただきまして、納めていただきました際には督促料等もいただいたわけでありますが、分割した関係で督促料金がシステム上2件という形で賦課になっております。ただ、課税者は蒲生光男委員お一人でございますので、本来は督促料金というのは1期分しかかけられないことでありますけれども、蒲生委員からの申し出で2人分の切符を作成した関係上、システム的には督促料が2件という形で発生しましたので、そちらの方は直させていただきまして、過誤納ということで今回処理をさせていただいたものでございます。

- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 国保の最高限度額に介護 分加えますと物すごい額になりますよね。やっぱりなかなか大変ですよ。それに市県民税、偶数月は。奇数月は今度、固定資産税ですか。だからそれを分割してほしいというのは偽らざる心境ですから、そういうふうにお願いしました。それぞれおくれれば督促を出していただくわけですから、これはいいですよ。ですけど、私は何も、督促手数料が過誤納になったからとりに来いないて言われなくても私はいいんですよね。システム的にそうならざるを得ないということであれば、少しこれは再検討する必要もあるんじゃないかなって感じするんですよ。

というのは、税相談、いわゆる特に普通徴収の場合、年4回、国保が8回になってますが、 やっぱり限度額いっぱいになった場合は、なかなかこれ納税するのは大変です。ですから分割 してくださいというふうにお願いしたときは、 受けてるんじゃないですか、受けないんですか、 それとも特例でですか。そういうことはないわけでしょ、どうですか、その点は。

- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- **〇中井 晃税務課長** 基本的には8期で納税いた だいておりますけれども、どうしても8期では

大変だという方につきましては、申し出がありまして、そこのご家庭の収入状況を見させていただきまして、8期以上に分納するというような対応をさせていただいております。

- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 そうしますと、今回のようなケースがまた再現する可能性もあるということじゃないでしょうか、どうですか。
- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- 〇中井 晃税務課長 今回のケースにつきましては、申し出を受けまして通常の切符を出させていただきました。そのことでシステム上どうしても2件という形で計算されてしまうということがわかりましたので、今後同じような申し出がありました際は、通常の切符ではありませんで、収納係の職員が別途作成しました納付書で納めていただくようなことを考えております。
- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 ぜひ、誤解を招くことで もありますんで、そういうふうに修正すべきと ころは修正してほしいと思うんですよね。

ただ、この過誤納が発生、システム上の問題ですからこれはしょうがないわけですが、それ以外にも過誤納ってありますよね、過誤納、発生しますよね。例えば国保から社保に切りかわって、そして後で還付しますっていうのは、それはわかりますよ。そうじゃなくて税の取り過ぎだとかっていうのあるじゃないですか、時たま。長井市であるかどうかじゃなくて、一般的にはあるわけでしょ。そうした場合に、このシャチハタじゃない判こを持ってとりに来いというのは、それは姿勢としていささか問題あるんじゃないかなというふうに私思うんですけども、それはどうですか。

- **〇大道寺 信委員長** 中井 晃税務課長。
- **〇中井 晃税務課長** 今お話しされましたのは課税ミスということになるのかと思いますが、長井市ではここ数年特に課税ミスというのは起こ

-296-

+

しておりませんので、それに伴いましての還付 金がありますのでとりに来てくださいというふ うな通知は出してはおりません。

ただ、納税者の方が、もともとありました納税の通知書と、たまたま納め忘れによりまして届きました督促状と2つ持ってた場合がございます。それで督促状を見まして納めていただいたにもかかわらず、もともとの税金の切符を見つけたためにもう一度払っていただくということがございます。そういった場合の還付処理というのは当然させていただいております。その場合は通常の処理をさせていただいております。ので、口座振替をさせていただいております。ただ、銀行の窓口で納めていただいております。ただ、銀行の窓口で納めていただいております方につきましては、役所の方にとりに来ていただくようお願いをしております。

- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 行政側に落ち度があって これを処理する場合は、ちゃんと悪いところは 謝ってお届けをするという姿勢が、やっぱり徴 収業務、あるいは納税者の意識の向上、あるい は信頼関係、これにつながっていくんじゃない かなと思いますので、長井市ではそういうこと が事例が発生してないということは大変結構な ことでありますが、そういったこともぜひ心が けてほしいなと思います。

18年度末の収入未済額が合計 5 億3,000万円 ほどになってますよね。この 5 億3,000万円と いうのはいわゆる元金でありまして、本来です と、ここに延滞処分された金額が上乗せされて なきゃいけないことになりますよね。 5 億 3,000万円の中に、延滞金というのは別途どの ぐらい見込まれると想定できますか。

- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- **〇中井 晃税務課長** 先ほども言いましたように、 前年度の滞納分で納税いただきました実績が出 ますと、それに伴います延滞金というのははっ

きりするわけでございますが、今のところ、国 保税を含めまして滞納分の5億3,000万円、これを全額納税いただくという見込みは非常に厳 しい状況がございます。この5億3,000万円に つきましては前年度1年だけの繰り越しであり ませんで、さらにその以前からの繰り越しとい うのもございますので、延滞金を計算するには 個々の年度から改めてコンピュータで計算しな ければ、ちょっとすぐには出ないというふうな 状況になっております。

ただ、おおよその概算的に計算しますと、5 億3,000万円に14.6%を掛けますと、約7,700万 円ほどの延滞金が1年でつくことになります。 さらに5億3,000万円の延滞分は、その前年に もおよそそれに近い額がございますので、毎年 7,000万円を超えるような延滞金が計算上は出 てまいります。ただ、実際にはこれを全額いた だくというのは相当難しいというふうに考えて おります。

- **〇大道寺 信委員長** 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 単純計算しかできないわ けですよ。それでも7,700万円。例えば国保税 5万円と仮にしまして、これを1年滞納した場 合、どのぐらい利子がつくのかというふうに計 算していただきました。そうしましたところ、 延滞金が6,800円ついて督促手数料が70円つく ので6,870円の延滯加算がつくと、こうなるわ けですよね。これはちょうど1年だから現年度 分の中でもこういうものが発生します。そうす ると滞納繰越分というのは、じゃあ17年度分は 幾ら、16年度分は幾らっていうふうにずっと見 ていった場合に、その概要がわかりませんので、 全然私には。中井課長はつかまえているかどう だかわかりませんけども、概要わかりませんか ら、その金額とか件数とかわからなければ押さ えようがないじゃないですか、そうでしょ、そ うなりませんか。

これは、さっき言いましたように収納率向上

-297-

対策本部としてこれから年次別に収納率の向上 を目指していくんだということであれば、これ はやっぱりそのデータを把握するということの 必要性はあると私思うんですけど、どうですか。

- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- ○中井 晃税務課長 現在の課税のためのシステムはそこまで延滞金をすべて件数も入れて把握するようにはなっておりませんので、ちょっとそれの改修をするにはどのくらいの費用が発生するかというところから見なければならないのかなというふうに思っております。システムとして、当然、納税いただいた時点で延滞金が幾らになったかというのは計算になるような仕組みは入っておりますけども、そこの延滞金を集計するっていうふうな仕組みは入っておりませんので、その費用とその際の当然必要とする、かけるべき費用の見込みを比較した上で、システムを導入するかというのを検討しなければならないというふうに考えております。
- **一 〇大道寺 信委員長** 6番、蒲生光男委員。
 - ○6番 蒲生光男委員 ダイヤモンド誌だったですかね、全国市町村の過年度分を入れた収納率のワーストランキングというのがあって、川西町が13位だかに60何%だってあったんですが、多分、不納欠損処理して今度は上がるんじゃないかっていうふうに思われますけども、この滞納繰越分、現年度分を何とかやって、滞納繰り越しを発生させないようにするという今取り組みをなさってますよね、現年度を中心にして。ですけども、延滞してしまってるということは、何も国保税だけとか軽自動車税だけじゃなくて、すべての使用料等にまたがるケースが多いんじゃないかと思うんですよ。

だから私は、そういうつかまえ方も必要でありますが、同時にやっぱり年次別にどういうような状況になってるか、収納率向上をするんだというふうに上位方針で決めた場合に、一番最初に計画を練らなきゃいけないわけですが、一

番最初にやらなきゃいけないことは、この現状 把握ですよね、現状把握、今どうなってるか。 現状把握するにもPDCAがあるんですよ。計 画をつくるためのPDCAがあるんですよね、 まず。だからやっぱりそういう意味では、その 滞納繰り越しの繰り越しされている金額の年次 別の把握、税目ごとの把握等について、私は分 析を進めていくべきでないかと思いますけども、 どうですか。

- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- 〇中井 晃税務課長 先ほども18年度の延滞金分の内訳を説明させていただきましたけれども、そういった形で、どこの税目に対しての延滞金がどの程度発生してるかというのはつかまなければならないというふうに考えておりますけれども、それをシステム上で入れるべきかというのはまだ具体的な検討はしておりませんので、今のところ、そのシステムとして導入するかというのは見込みは立っておりません。

特に、延滞金を納められる方というのは、当然、本税自体も納めていただく際、分割で納めていただいてるという方が多くいらっしゃいます。当然本税も分割ですので、延滞金分につきましても一括ではなく少しずつという場合もありますので、それぞれの税目ごとに振り分けをしたりしますので、延滞金を分割した場合、それを1件と計算するのか2件と計算するのかというところも判断しなければなりませんので、推計としての積算は当然必要というふうに考えておりますけれども、システムとしてそこまで入れるかというところは、まだ具体的な検討はしてない状況でございます。

- **〇大道寺** 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 煩雑な作業が伴うという ことはわかります。一方で分割納入をお願いし ますといえば、それは断るわけにはいかないと。 ですからそういう意味では、大変な作業がもし かするとあるかもしれません。ですけど、滞納

繰越分がどういう状況になってるかということが、おおよそこうですとも説明できないとするならば、収納率向上を年次別に上げていくんだっていうことだって、これは絵そらごとじゃないですか。これは対策本部の中でやることなのか税務課の仕事なのかわかりませんけども、それはきっちり進めていただきたいなというふうに思いますけども、市長、いかがでしょうか。

- 〇大道寺 信委員長 内谷重治市長。
- ○内谷重治市長 蒲生委員ご指摘のとおり、やはり現状の把握をしっかりしなきゃならないというふうに思いますので、その点は反省し、まず早急にそれを把握するということに努めたいと思います。
- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 それから国保税の8回というのは、8回でない自治体もあったような気がするんですけども、これを9回にするとか、もっと回数をふやすとかっていうのは、今現在の課税システム上できないってことになってますか。それとも、できるけれど当面それで問題なしと見て8回にしてるということでしょうか、どっちですか。
- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- 〇中井 晃税務課長 8回をふやすとなりますと システム上の改修が必要になってきますので、 現在のところは回数をふやすというのは検討は しておりませんでした。
- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 国保税の限度額というの は今幾らですか。
- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- **〇中井 晃税務課長** 56万円が介護保険料も含めました上限額になっております。
- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 ぜひこれ、8回で納める というのはかなり大変なんですよ。そして特に、 住民税の所得割が10%になりましたよね、そう

すると、今の課税というのは前年度の所得に対して課税されますから、例えば都会の方で結構な収入をいただいていた方が、この田舎の方に来ていろいろ探したんだけども、いい勤めがなくてパートとか派遣とかで働いてるというところに国保と住民税の課税がされます。そうしますと徴収回数4回ですから、普通徴収で。なかなか払えないですよ、正直言って。自治体によっては督促手数料を出さないで督促をしてくるところもありますし、それから分割納入に応じても延滞金を課さない自治体もあります、長井市は延滞処分をしてるわけですけども。

そういったことを、やっぱり課税の根本が変わるような場合は、特に市民に対する説明だとかいったことを丁寧にしていただきたいもんだなというふうに私思うんですよ。そういったことについては、そうだなと思いませんか、どうですか。

- 〇大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。
- ○中井 晃税務課長 退職されますと、市民税は前年度に所得に対して課税させていただいておりますので、確かに勤めていたときの収入に応じた市民税を課税をさせていただいております。ただ、納税いただくときには会社を退職されておられましたりしまして、所得が大幅に下がってるということが確かにございます。そういった方にはそういった税の仕組みを説明をさせていただいておりますが、どうしても分納が必要であるというふうなことがありましたら、それは当然対応をさせていただいております。
- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 住宅使用料の関係もお聞きをしたいんですが、時間の関係もありますので9月にまたお聞きいたしたいと思います。

それで、特に住宅使用料の問題が、市長にお 伺いしますけども、解消されないうちは、この 収納率向上というのはなかなか難しいんじゃな いかと思うんですよ。なぜかっていうと、保証

-299-

人2人つけて入居されるわけですよね。そして、 しかも家賃というのは民間の約半分程度じゃないですか。それが18年度100何十万円でしたっけ、不納欠損処理しました。60何カ月も滞納するということは、5年以上もほったらかしになってるという事実がそこにあるわけですよね。こういった問題が解消されない限り、収納率が飛躍的に向上するなんてことは絶対あり得ないだろうなと私思うんですよね。

だから、そういうところに根本的な処方せんをやっぱり示していかなきゃいけないと、取り組みをしていかなきゃいけないと思いますので、ぜひこれはそういったことを求めたいと思うんですけれども、市長、いかがでしょうか。

- 〇大道寺 信委員長 内谷重治市長。
- ○内谷重治市長 蒲生委員がご指摘の部分は確かにあるのでしょうけども、やはり市営住宅につきましては、一面でいわゆる福祉政策でございますので、特異な例については、保証人も含めて市側の徴収方法等についてやはり問題があったんだろうというふうに思います。そういったことから、それらにつきましては滞納させないようなやはり取り組みを、これは税とはまたちょっと違うと思いますけども、利息等もかけられないと思いますので、その辺についてはまた別途やはり検討しなきゃならないというふうに思っております。
- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 19年度の税の概要でいうと、住宅使用料661万3,918円、これ過年度分ですね、滞繰分です。現年度は127万1,000円。だって福祉政策の一環とはならないんじゃないですか。住宅使用料を減免してる、だったらここにのってきませんよね。払っていただかなきゃいけない人が払わないからのるわけでしょ。そうすると、そういうふうにはならない、ちゃんと払ってる人は払ってるわけですから。だから、例えば生活が困窮で払えないのであれば何か別

な方法とるべきだと思うんですよ。ここにのる ということは、これは徴収しなきゃいけない額 としてのっかってるわけじゃないですか。そう いう点でいうと、それこそ不公平感が出てくる んじゃないかなと思うんですよね。

この住宅使用料の関係についてはもう少し詳しく9月にもう一遍お聞きいたしますけれども、 やっぱりきちんと納税していただく仕組みを構築するということをぜひお願いしたいなと思うんですけど、もう一遍そこら辺お願いします。

- 〇大道寺 信委員長 内谷重治市長。
- ○内谷重治市長 確かにケース・バイ・ケースだと思いますけども、ただ、数が何十人もいらっしゃるわけじゃないというふうに思ってます。ですから先ほど申し上げましたように、徴収の仕方に問題があったんだろうと、延滞が発生した時点で、その後の対応が、やはり民間と違って行政側が甘かったんだろうというふうに思います。それは反省しなきゃなりませんけども、しかし一つ一つ追及しますと、そういう事務的な部分でのやっぱり対応が悪かったものと、あと、収入はあるかもしれませんけども、やはりなかなか生活に困窮されてると、そういう部分につきましては、やはり家賃なもんですから、税とはまたちょっと違う考え方をせざるを得ない部分も私はあると思っております。
- 〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- ○6番 蒲生光男委員 住宅使用料だから家賃ですけど、使用料ですよ。児童センターのおやつ代だって似たようなもんですよ。こういうのは滞納されていいって話じゃないと思います。

ですから、とにかく大変でいただけないのであれば、それは免除する方法をとるべきだと思いますよ。ここにのっかってるということは、これはいただかなければいけない額だというふうに思いますよね。そうでなければ、もらえないのであれば不納欠損とか処理すべきだと思いますよ。いいですけど、時間もありませんから。

-300-

そういったこと全般について、9月までにその 実態とか、もう少し我々にもわかるように説明 できるようにお願いしたいもんだなと思います。 最後に、この収納率向上に合わせた歳入確保 を図るという観点から、現在の課税システム、 いささか問題あるところもあります。そういっ たことを総合的に総括的に見て、市長の所見を いただきたいと思います。

〇大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生委員がご指摘のとおり、まず税につきましては、これは義務だから当然払うべきものという姿勢が、どうも行政側で市民に対して、市民がそういうふうに感じられるんでないかと、それが非常に反発にもつながってるかもしれませんし、先ほど委員がおっしゃってるように、市民との信頼関係が希薄になってるという部分があるかと思います。そういった面も含めまして、市民への告知の仕方、お知らせの仕方ももちろん課題がございますので、総合的にもう一度洗い直しをしなきゃいけないなと、そしてどういう方法が一番いいのかと、それを市民の立場に立って検討して、収納率の向上を図るように努めてまいりたいと思います。

〇大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 都道府県別の所得のランキングというのがこの間あって、東京が断トツ高くて、沖縄の2.4倍が東京なんですよ。山形県の所得は36位です。東北各県は全部下位の方にランクづけされておりましたけども、やっぱり地方と都市部の格差、この長井市は長井市の中でもまた格差あるわけですが、収納率向上については広域的な取り組みをしている事例も多数ございまして、ぜひそういった事例も学びながら、私は特に村山市ってどういうような仕組みでそういう高い収納率になってるのかっての不思議でしょうがないんですが、そういったことも学びながら、ぜひ徴収システムが円滑で、しかも信頼関係に構築された上に立つっていう

ことであるように、最後にお願いしながら、質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

髙橋孝夫委員の総括質疑

〇大道寺 信委員長 次に、順位5番、議席番号10番、髙橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 おはようございます。 私は、市の行財政運営が市民生活の向上に向けて誤りなく展開されるよう祈りながら、総括質疑を行います。

通告をしております3点について順次質問申 し上げますので、それぞれ明快な答弁をいただ きますようにお願いをしておきたいと思います。 質問の第1は、市長が言われている向こう10 年間が公共事業ができる期間とする考え方と、 道路特定財源との関係についてお伺いをいたし ます。

市長、昨年、19年度の施政方針の中で示された、向こう10年間が公共事業ができる最後の機会とするこの考え方が示されてから1年たつわけでございますが、私、この考え方について2回ほど質問させていただいております。

昨年の3月定例会の一般質問に対する市長の答弁では、「平成17年度の国土交通白書や平成18年7月に示された次期社会資本整備重点計画の今後の検討方向などによる国の推計や認識を踏まえて、長井市においても今後10年間が新規事業ができる最後の機会と考えております」というふうな内容の答弁だったわけです。去年の12月定例会では、市長はこういうふうに言っておられます。「特に国土交通省が示している将来の展望については、ここ10年、これがいわゆる新規需要も含めた投資的な事業ができる時期だろう。すなわち、これから高齢化が進展をし、

-301-